

○更別村ごみの散乱等の防止に関する条例

平成23年12月19日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、本村の環境美化を推進するため、村、村民等、事業者及び占有者等が一体となって、ごみの散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、良好で快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 空き缶、空きびん、飲食料容器及び紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、その他これに類する廃棄物全般をいう。
- (2) 村民等 村内に居住する者、村内の事業所等に勤務する者及び滞在者（旅行等により村を通過する者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 村内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 占有者等 村内の土地又は建物を所有若しくは占有し、管理する者をいう。
- (5) 飼い犬等 犬、猫その他の動物等で人が所有し、又は占有しているものをいう。
- (6) ふん害 飼い犬等のふんにより、道路、公園その他の公共の場所及びその他の場所を汚すことをいう。

(村の責務)

第3条 村は、第1条の目的を達成するため、村民等、事業者及び占有者等に対して、意識啓発を行うとともに、自主的な環境美化活動を促進させる等、必要な施策を講ずるものとする。

(村民等の責務)

第4条 村民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみを持ち帰り、ごみを散

乱させないようにしなければならない。

2 村民等は、飼育し、又は保管（所有者以外の者が飼育管理する場合を含む。）する飼い犬等が、家庭の外でふんを排出したときは、そのふんを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

3 村民等は、自主的に清掃活動を行う等地域環境の美化に努めるとともに、村の実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、村の実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、当該事業活動によって生じるごみの散乱の防止及び消費者に対する環境美化意識の啓発に努めなければならない。

（占有者等の責務）

第6条 占有者等は、村が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

2 占有者等は、その占有し、又は管理する土地及び建物を常に清潔に保ち、ごみを不法に投棄されないよう環境美化に努めなければならない。

（禁止行為）

第7条 村民等、事業者及び占有者等は、道路、公園その他の公共の場所及びその他の場所にごみを捨ててはならない。

（勧告）

第8条 村長は、第4条第2項及び第7条の規定に違反していると認めたときは、その違反者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第9条 村長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

（立入調査）

第10条 村長は、第8条又は第9条の規定の施行に必要な限度において、村長が指定する職員に、ごみの散乱している場所及びふん害の発生して

いる場所に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第11条 村長は、第9条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その氏名等を公表することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。